

議会だより（追伸号） 平成29年3月

議会だより（追伸号）について

議会だより編集委員会より、前回の議会だより第149号の【定期監査報告】において、監査結果の歳出と現地調査関係が掲載漏れであったため、改めて定期監査報告について発行します。

【定期監査報告】

◆監査範囲・事項◆

平成28年度(平成28年4月1日から平成28年9月30日)における財政事務に関する執行状況。

【歳入】

- (1) 町税（普通税・目的税）の収納状況及び債権の管理（徴収手続き。）の状況について
- (2) 産業振興基金貸付金・町有財産貸付（町有地・町営住宅駐車場）の収納状況及び債権の管理（徴収手続き。）の状況について
- (3) 負担金（保育料）・保険料（後期高齢者医療保険・介護保険（保険事業勘定・サービス勘定））の収納状況及び債権の管理（徴収手続き。）について
- (4) 使用料・利用料（町営住宅使用料・簡易水道使用料・公共下水道使用料（漁業集落排水を含む。））の収納状況及び債権の管理（徴収手続き。）について
- (5) 奨学基金貸付の収納状況について
- (6) 国民健康保険病院の窓口未収金の収納状況について

【歳出】

- (1) 産業振興奨励補助金交付事業の進捗状況について
- (2) いこいの湯管理委託料について
- (3) 地方公会計の進捗状況について
- (4) 自治会町内会街灯LED化事業計画及び補助金の執行状況について
- (5) 国民健康保険病院のリース契約事項及び地方公営企業会計の諸規定の整備・勘定科目の見直しについて
- (6) 町内小中体連等交付金の執行状況について
- (7) 要保護及び準要保護児童就学援助費支給基準について
- (8) 教材備品購入費の執行状況について

【現地視察関係】

- (1) 森林管理道村山緑線工事について

◆監査結果◆

自治体（町）の扱う金銭債権（公法上の債権・私法上の債権、滞納額の徴収手続き。）の執行状況について、関係法令に基づき是正・改善（過去の監査結果における改善意見）がなされているかを監査した結果、一部に改善すべき事項が見られた。

【歳入】

ア 町税（一般税・国民健康保険税）の確保は、行財政運営の根幹であり、財政基盤の確立をなす不可欠要素である。納税者の公平性を担保するため、担当職員は、収納事務を執行するに当たり、あらゆる情報を共有し、事務手続き態勢を確立し、もって効率的・効果的な事務の執行に当たられたい。

町税の収納状況については、現年度課税分は年度の中途でもあり未確定要素もあるが、定期監査時及び例月出納検査時の収納状況は、関係法令に基づき収納率の向上に努められていることを確認した。また、地方税法の規定に基づく滞納処分に係る事項も適正に処理されている。

イ 産業振興基金貸付金・町有財産貸付（町有地・町営住宅駐車場）の収納状況及び債権管理（徴収手続き。）状況については、産業振興基金貸付金は、債務者の所在確認及び所得状況等の把握に努めるとともに、連帯保証人との面談・督促をし、他の債務者との不公平感が生ずることのないよう債務の履行に適正に対処されたい。

また、町有財産貸付等については、担当職員の努力もあり、収納率の向上に努められているが、引き続き債権の管理（徴収手続き。）については、関係法令に基づき対処されたい。

ウ 負担金（保育料）・保険料（後期高齢者医療保険・介護保険（保険事業勘定・サービス勘定））の収納状況及び債権の管理（徴収手続き。）状況については、負担金（保育料）の現年度分について、調定・収納事務手続きに一部改善すべき事項が見られ改善の手続きを促した。

また、ほかの保険料等の収納状況については、担当課の努力もあり収納率の向上がなされていることを確認した。特に、介護保険料は、公法上の債権とされ時効完成も2年で、時効援用も不要とされていることから、関係法令に基づき適正に対処されたい。

エ 使用料・利用料（町営住宅使用料・簡易水道使用料・公共下水道使用料（漁業集落排水を含む。））の収納状況及び債権の管理状況については、長期にわたり固定化されている滞納額もあり、今後も債務者の実態把握に努められたい。

特に、町営住宅使用料及び簡易水道使用料については、私法上の債権であり、債権管理の適正化に努められたい。

また、公共下水道使用料（漁業集落排水含む。）については、債権管理の条件が異なることから、適正な債権管理を求めたい。

オ 奨学資金貸付の収納状況については、債務者と納付の履行を確認され、継続的に納付されていることを確認した。

【歳出】

ア 産業振興奨励補助金交付事業の進捗状況については、生存率や回帰率など課題はあるとされる中、獲る漁業から育てる漁業へ生産性の向上を図るため、ナマコ種苗の生産・放流、ウニの深淺移植、秋サケ稚魚の飼育環境整備事業の進捗状況を確認した。

イ いこいの湯管理委託料については、主たる内容は人件費に係るもので、光林荘の施設整備に伴い一部見直しするなど利用者の利便に供する努力をなされていることを確認した。

ウ 地方公会計の進捗状況については、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提に財務書類の作成に取り組まれていることを確認した。

エ 自治会町内会街灯LED化事業計画及び補助金の執行状況については、地域住民の生活環境改善が期待され、また、消費電力の削減により街灯料の地域負担も軽減され、町の街灯料金助成の効率化も期待される。

オ 国民健康保険病院のリース契約事項及び地方公営企業会計諸規定の整備及び勘定科目の見直しについては、リース契約条項については、医療行為を適正に対応すべく医療機器の整備を短期・長期の契約に基づいて適正に処理されていることを確認した。

また、会計規定等の見直しについては、速やかに整備されるよう促した。

カ 町内小中体連等交付金の執行については、事業実施年度の中途でもあることから、未執行の部分もあるが事業計画に沿って執行されたい。

キ 要保護及び準要保護児童就学援助費の支給基準については、支給基準は国の基準に準じており、対象児童生徒の実態把握に適正に対応されていることを確認した。

ク 教材備品購入費の執行状況については、予算の執行はもとより、備品の適正な管理を促した。

【現地視察関係】

・森林管理道村山緑線開設工事について

現地視察を行い林道網全体について見聞した。補助制度及び良質起債（辺地債）を充当し、全体計画から8か年の事業期間を要し、平成28年度において、第2工区の完成をもって事業が完了した。

林道網の整備により、広範な森林資源を有効活用し、地域林業の活性化はもとより、山地保全、水資源の涵養など森林の持つ多面的利用が期待される。